
第 I 部

全体テーマの設定

本年度の政策提言では、「社会福祉制度・施策に関する課題把握調査」において設定し、全分野・種別の共通課題である「福祉人材の確保・養成・定着」を昨年度から継続して全体テーマに位置付けるとともに、我が事・丸ごとの地域づくり、地域共生社会の実現といった国の福祉施策に対し、その取り組みに向けた提言をもう一つの全体テーマとしてまとめた。

また、本会会員（各部会・協議会・連絡会等）への社会福祉制度・施策に関する課題把握調査及び部会等代表者へのヒアリングを通して、分野や種別を越えて全体に共通する福祉現場の課題として、孤立や貧困等の課題を抱え、疲弊している地域社会の再生と社会福祉の役割について行政と福祉関係者との役割分担を再構築するとともに、町内会・自治会等をとおして地域住民と課題共有を図っていく必要性や福祉の資源と今日的な生活課題や福祉ニーズにミスマッチが生じていることが明らかになった。

そこで、本年度の政策提言では、全体に共通するテーマを次の4つに設定しまとめることとした。

平成 29 年度政策提言全体テーマ

- I 質の高い福祉サービスの実現に向けた提供基盤としての担い手の確保・養成・定着**
- II 地域生活移行支援、支え合いの地域づくりの推進**
- III 地域共生社会の実現に向けた行政と福祉関係者との役割分担の再構築**
- IV 福祉の制度・施策と現場のニーズとのミスマッチの解消**

なお、今回はこの4つを全体テーマに据えることとしたが、とりわけ社会福祉事業者等には、「歴史的に見て福祉への思いを支援という形にしてきた」という次のような自負や源流があることをここに強調したい。

「社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化」や「事業運営の透明性の向上」あるいは「財務規律の強化」が謳われ、社会福祉法が一部改正されたところである。今回の改革等については、その必要性は十分理解すると同時に、どのような改革であっても社会福祉事業に従来から脈々と流れているこの原点を忘れては本末転倒になろう。

社会福祉事業は「救いの手を求めている人に寄り添った支援を常に探求し続け、手を差し伸べようとする事」にその特徴があり、社会福祉事業の担い手は、その思いをもち覚悟のある者たち、と強く自覚するところである。その覚悟は、社会福祉事業者、関係団体の自主的な取り組み、例えば数多くの現場実践や様々な行動規範、倫理綱領、信条等にも読み取ることができる。

法・制度は、この社会福祉事業の担い手の思いを公的に支えるものとして存在し、様々な改革等は支援を必要とする人に寄り添う方向で今日的に果たされるよう進んでいくことが肝要であり、そう願うものである。